

I 未然防止

～いじめを生まない、許さない学校づくり～

1 教員の指導力の向上と組織的対応

(1) 学校いじめ対策委員会の全校設置

学校は、法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置。

都教委は、「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について提示。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」として策定し、公表。

(3) 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ

「いじめられたとき誰に相談したか」との質問に対し、「担任に相談した」と回答した子供は、35%に留まっており、学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要がある。学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子供の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる子供がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼され、相談されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築。

(4) 学校サポートチームの全校設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置。

都教委は、「学校サポートチーム」の構成や未然防止におけるその活用方策等について、研修会等を通じて周知・助言。

(5) いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実にこなすようにするため、教職員に対する校内研修を年 3 回実施。

所管教育委員会は、若手教員から管理職の各職層ごとに研修を実施。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を実施。

(注)・文章中、「学校」が主語となっている取組は、「学校いじめ対策委員会」が核となって、組織的に取り組むことが求められる。
・文章中、下線を引いた取組は、教育委員会が実施すべき取組である。

2 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(1) 「いじめに関する授業」の実施

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低 3 回（学期始め）は、「いじめに関する授業」を実施。

都教委は、「いじめに関する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を開発し、その効果的な使用について、研修（5 月）を通じて周知。

(2) 弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会と「いじめ」との関係について子供に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施。

都教委は、日弁連等との協力の下、弁護士等の派遣支援を実施。

(3) 言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援。

都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

(4) 都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布するとともに、著名人（オリンピック等）と一体となった啓発活動を実施するなど、未然防止に取り組むこと。